

平成30年度 猿橋中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための取組の基本方針

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという認識を全員が持ち、いじめはもちろん、いじめをはやし立てる、傍観する行為も許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、生徒をいじめに向かわせないための意識の育成につながっていく。

本校では、「正しく 強く 大らかに」を教育目標として設定している。いじめを絶対にしない正しさ、いじめに立ち向かう強さ、誰にでも大らかに接する人間性を持った生徒を育成し、生徒の社会性を高め、いじめの未然防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、具体的ないじめの種類には「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを含み。いじめの件数については「発生件数」ではなく「認知件数」とする。

(注 1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注 2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注 3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注 4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織（資料1参照）

「いじめ対策委員会」	・管理職	・生徒指導主事	・各学年生徒指導
	・人権教育・同和教育担当		・養護教諭
	・特別支援教育コーディネーター		・校内適応指導学級担当

(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

「生徒指導部会」 ・「いじめ対策委員会」から管理職を除く

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

・新発田市SSW ・児童相談所 ・総合支援チーム

(4) 組織の役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 各取組、計画の進捗状況や有効性のチェック
- キ いじめ防止基本方針の見直し

4 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

- ① いじめ防止に向けた指導内容（指導事項）
- ② 年間指導計画（別紙 中1ギャップ解消プログラム参照）

(2) 教育相談体制

- ① 実態把握のため、いじめアンケートを含む「心のアンケート」を毎月実施する。
- ② 定期的な教育相談は年間3回（5月・11月・1月）実施する。
- ③ スクールカウンセラーやS S Wと積極的に連携し、活用する。
- ④ アンケートや教育相談等の面談で得た情報は、些細な情報も担任→学年主任→生徒指導主事→管理職のルートで確実に報告し、情報を共有する。なお、アンケート用紙を学年主任は必ず目を通すこととする。

(3) 早期発見・早期対応の在り方

- ① 日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係について特に気をつけて観察する。また、デイリーライフの活用による生徒理解や、日頃からの声かけにより、より多くの生徒との良好な人間関係を築いておくことも大切である。
- ② 生徒指導部で授業巡視、休み時間の巡視を計画し、生徒の様子を見取る。遊びやふざけに見えるものでも気になる行為があれば職員間で情報を共有する。また、該当生徒にその日のうちに声をかける。
- ③ 保護者と協働して生徒を見守っていくために、学校での様子（良い所 気になるところ）をチェックして、日頃から連絡（電話やたより等）しておくことが必要である。そのことが、抵抗なくいじめについて相談できる体制作りにつながる。また、クラスや学年での取組や情報を学年・学級たより等で保護者に情報提供する。
- ④ 保護者会等で、「何かあれば気軽に担任に相談」「担任に相談しづらいことは学年主任等に気軽に相談」できる体制であることを、学年主任、生徒指導部、担任等が繰り返すことで、相談体制を広く周知させる。
- ⑤ 生徒指導部会において、情報交換と共通指導事項の理解・確認を毎週実施する。

5 校内研修

年度始めおよび夏季休業中に、計画的に実施する。

- (1) 実施担当職員 生徒指導主事、人権教育・同和教育担当
- (2) 実施内容 いじめの早期発見・いじめ発生時の指導・対応（事例をもとに）・情報交換
- (3) いじめの報告 特定の教職員や校内の一部の組織がいじめに関わる情報を抱え込み、いじめ防止等の対策のための組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条1項の規定に違反すること。事実関係の把握において、いじめであるかの判断は組織的に行うこと。

6 いじめ防止に向けた取組の評価（PDCA）

いじめ対策委員会は、年間計画の通り年3回の会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処の検証、必要に応じて基本方針や計画の見直し等を行う。

7 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓蒙活動

いじめの実態に関する調査結果、いじめ未然防止の取組等を、学校だより、学年だよりを通じて公表する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

等

- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」

年間30日を一応の目安とする。ただし、生徒の状況等、個々のケースを把握する必要がある。

- ③ 「生徒、保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合」

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の主体について

学校が主体となつて行う場合

学校の下に重大事態の調査組織を設置する。その際、関係機関と連携し、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の中立性・公平性を確保する。

(4) 調査を行う組織

学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織（いじめ対策委員会）を設け、調査に当たる。重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言の下、適切な専門家を加える。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめられた生徒等から聞き取りが可能な場合

ア いじめられた生徒、在籍生徒、職員に質問紙調査、聞き取り調査を十分に行う。

イ いじめられた生徒、情報提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

ウ いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする

② いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合

ア 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査に協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍性生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

※「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

ア いつ(いつ頃から)

イ 誰から行われ

ウ どのような様態であったか

エ いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか

オ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

この時、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

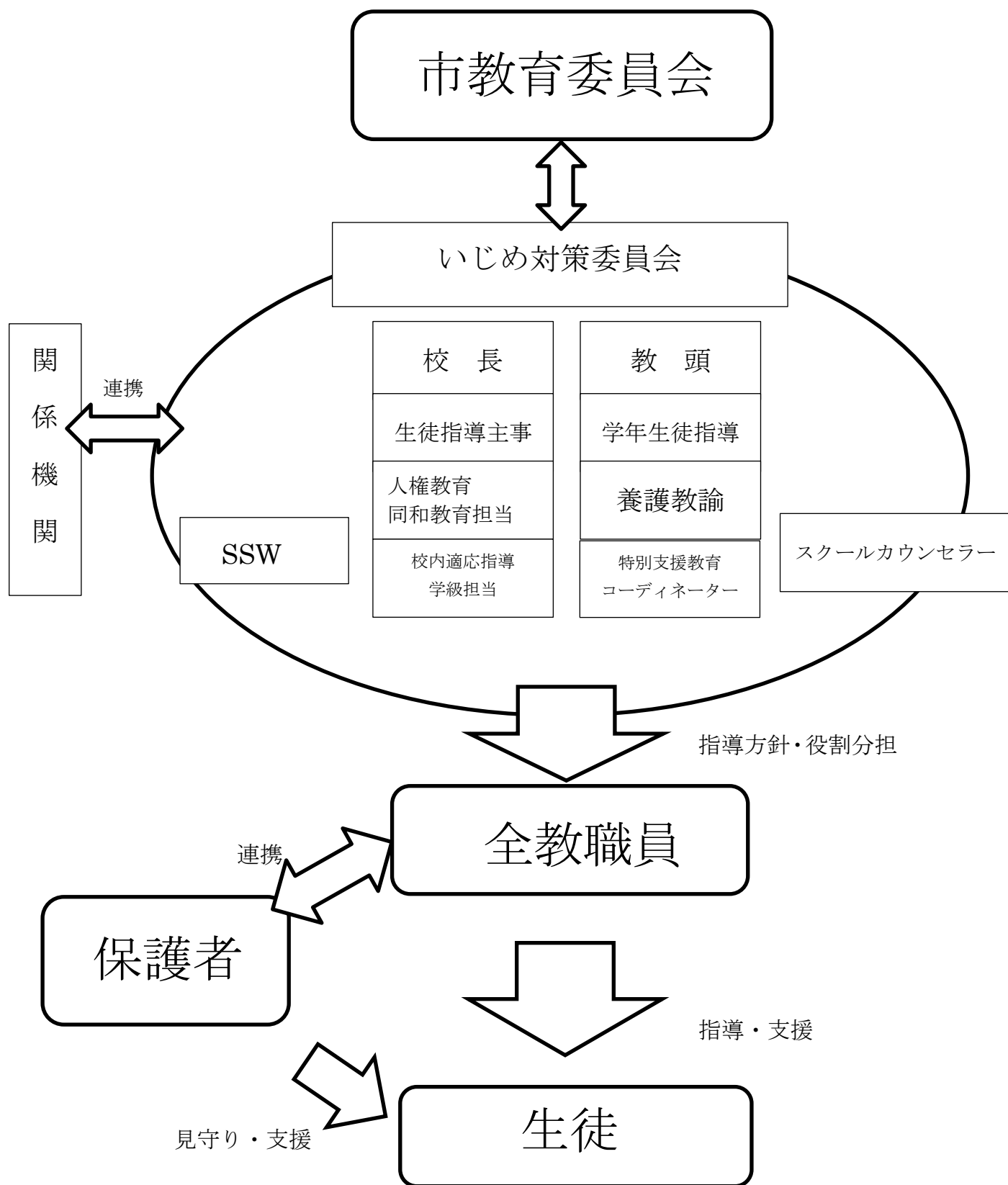
- ① 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。

- ② 学校は、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告をする。)

- ③ 学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や、その保護者に対して説明する。その際、関係者の個人情報に十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

- ④ いじめを受けた生徒、またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒、またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

〈資料1〉いじめ防止のための体制



〈資料2〉 いじめ防止のための取組および発見時の対応

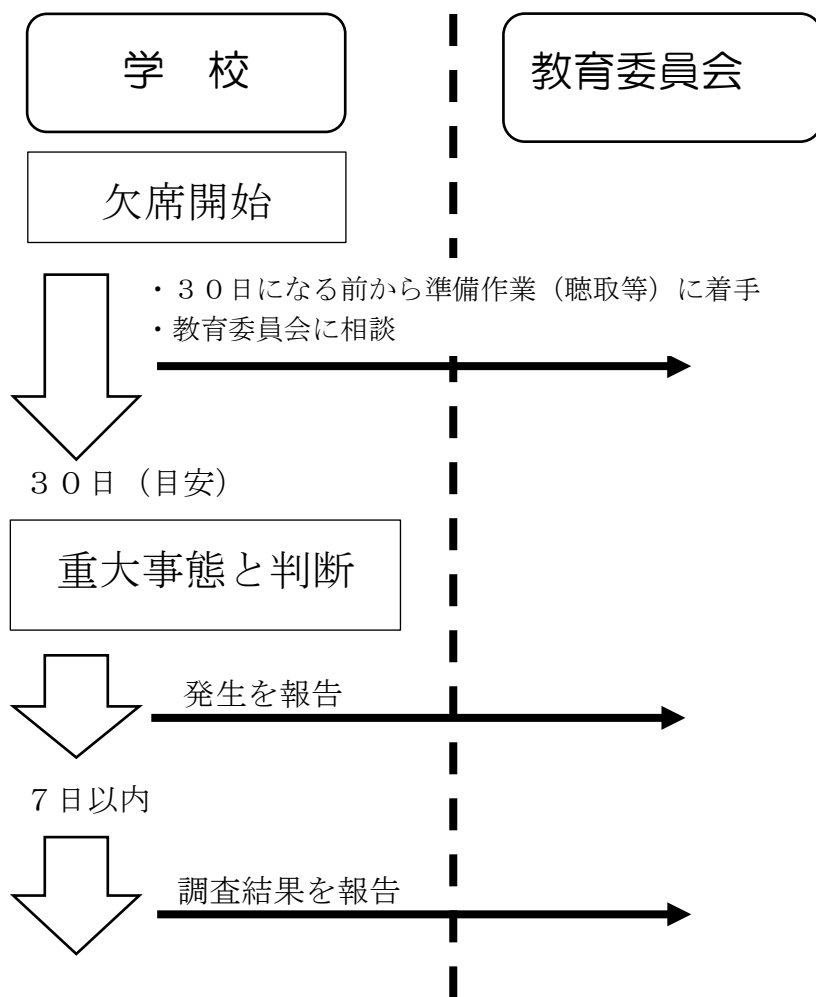
	未然防止活動	いじめ発見時の対応
担任	○日常活動での見取り ○デイリーライフ ○学級の人間関係作り	○情報の収集 ○学年生徒指導部への報告 ○協力要請 ○指導・援助（生徒）
学年部	○日常活動での見取り ○担任からの情報収集 ○学年の人間関係づくり	○学年職員の割振 ○情報の集約 ○指導体制の構築 ○指導・援助（保護者）
生徒指導部	○日常活動での見取り ○学校生活アンケート ○定期教育相談の実施	○情報の確認 ○指導体制の検討・構築 ○他学年への協力要請 ○指導・援助
管理職	○日常活動での見取り ○学年主任、生徒指導担当からの情報収集	○情報の確認 ○指導体制の検討・指示

情報の共有は、責任追求のためではない。

気づきを共有して早期対応につなげる。

そのために・・・教務室内での同僚性を日々高めていく。

(資料3) 不登校事態に係る調査について



- 生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 欠席30日になる前から、教育委員会に相談、生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則
- 被害生徒とその保護者へ情報提供
- 加害生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導